

# 令和6年度（2024年度）包括外部監査報告書（概要版）

町田市包括外部監査人 谷川 淳

## 第1 外部監査のテーマ等

監査テーマ	「補助金等に関する財務事務の執行について」
選定理由	<p>補助金等は、さまざまな行政分野において、施策目的を効率的・効果的に実現するための有効的な手段であることから、時代の変遷や社会環境の変化にあわせて、不断に見直すことで、適切に施策を展開し効果の最適化を図る必要がある。しかし、2022年度及び2023年度の包括外部監査において、補助対象が固定化されていたり、実績報告書等の確認が不十分であったりするなどの問題点が見受けられた。</p> <p>これらの問題点は、2008年度の包括外部監査「補助金等について」においても指摘された事項である。市は当該包括外部監査の結果を踏まえ、2010年に「包括外部監査の結果に基づく事業見直し方針」を作成し、補助金評価シートによる効果検証、実績報告書等の正確性の検証などの方針を掲げているが、10年以上の時が経過した今も同様の指摘がなされている状況である。</p> <p>また、補助金等は反対給付なく支出されるため、長期化による既得権化や団体等の自律性の阻害等の問題点もあることから、透明性の確保や費用対効果の不断の検証や見直しを行うことは重要である。</p> <p>このように同種の指摘がなされている状況や補助金等の不断の検証や見直しを行うことの重要性を鑑みると、町田市の補助金等に関する事務を組織横断的に検証することは有意義であると考えられる。したがって、今後の町田市の市政運営にとって有用であると判断し、「補助金等に関する財務事務の執行について」を監査テーマに選定した。</p>

## 第2 外部監査の結果及び意見の一覧

外部監査の結果及び意見の一覧は、次のとおりである。指摘が12項目、意見が21項目あり、合わせて33項目である。

なお、表中の右欄にある「頁」は、本報告書（概要版）における各項目の記載箇所である。

### 外部監査の結果及び意見の一覧

補助金等名		監査の指摘または意見			頁
総論					
総論		意見 総-1	(1)	全庁的な措置対応の推進について	5
		意見 総-2	(2)	指標及び目標値の設定について	6
		意見 総-3	(3)	終期の設定について	7
1 政策経営部					
(1)	東京都市長会 負担金	指摘 1-1	ア	双方代理の回避について	8
		意見 1-1	イ	双方代理の回避に係る検討過程の 文書化について	8
2 市民部					
(1)	町内会・自治 会補助金	意見 2-1	ア	支出証拠書類の確認範囲の拡大に ついて	8
3 いきいき生活部					
(1)	生活支援団体 による生活支 援事業補助金	指摘 3-1	ア	補助金交付申請書類の記載不備に ついて	9
		意見 3-1	イ	実績報告時の確認事項の記録につ いて	9
4 保健所					
(1)	かかりつけ医 と入院医療機 関の連携促進 事業補助金	指摘 4-1	ア	補助金交付申請書類（年次計画書） の記載不備について	9

補助金等名		監査の指摘または意見			頁
4 保健所					
(1)	かかりつけ医と入院医療機関の連携促進事業補助金	意見 4-1	イ	予算実績比較による実績報告の検証について	10
		意見 4-2	ウ	所要経費の必要性に関する検討について	10
5 子ども生活部					
(1)	多摩・島しょ広域連携活動助成事業補助金	指摘 5-1	ア	双方代理の回避について	10
(2)	南町田子どもクラブ運営事業補助金	指摘 5-2	ア	補助金等交付申請書類(予算書)の検証について	10
		指摘 5-3	イ	補助事業等実績報告書類(収支報告書)の検証について	11
		指摘 5-4	ウ	収支報告書の検証の徹底について	11
		意見 5-1	エ	補助先の仕入税額控除の取扱いについて	11
		意見 5-2	オ	南町田子どもクラブつみきの位置づけについて	11
		意見 5-3	カ	施設運営者の不適正報告事案を受けた対応について	12
(3)	冒険遊び場活動補助金	意見 5-4	ア	実績報告の検証証跡について	12
(4)	保育士等キャリアアップ補助金	意見 5-5	ア	実績報告の法定福利費率の検証について	13
(5)	マイ保育園事業加算補助金	意見 5-6	ア	実績報告の検証証跡について	13
		指摘 5-5	イ	差替えが生じた場合における市の文書保管の不備について	13
		意見 5-7	ウ	実績報告の検証の効率化について	14

補助金等名		監査の指摘または意見			頁
5 子ども生活部					
(6)	おうちでごはん事業補助金	指摘 5-6	ア	実績報告の検証について	14
6 経済観光部					
(1)	にぎわい空間創出推進事業補助金	意見 6-1	ア	評価指標の設定について	14
(2)	町田ターミナルプラザ運営管理業務負担金	意見 6-2	ア	2022 年度包括外部監査の意見に対する措置状況について	14
(3)	町田市観光コンベンション協会補助金	意見 6-3	ア	評価指標の設定について	15
(4)	町田薬師池公園四季彩の杜おもてなし事業補助金	意見 6-4	ア	評価指標の設定について	15
7 環境資源部					
(1)	生ごみ処理機等購入費補助金	意見 7-1	ア	アンケート調査結果の公表について	15
8 都市づくり部					
(1)	みなみまちだをみんなのまちへ負担金	意見 8-1	ア	評価指標の設定について	15
(2)	市民バス運行事業補助金	指摘 8-1	ア	補助対象経費根拠資料の未入手について	16
		指摘 8-2	イ	減価償却費の誤りについて	16
(3)	地域コミュニティバス運行事業補助金	指摘 8-3	ア	補助対象経費根拠資料の未入手について	16

### 第3 外部監査の結果及び意見の要旨

下記は要旨であるため、具体的な内容や根拠については、包括外部監査報告書（本編）を参照のこと。

なお、表中の右欄にある「頁」は、包括外部監査報告書（本編）における各項目の記載箇所である。

#### 総論

意見 総-1	(1) 全庁的な措置対応の推進について	23 頁
内容	<p>これまでの包括外部監査において、補助対象が固定化されていたり、実績報告書等の確認が不十分であったりするなどの問題点が見受けられたが、2024 年度も引き続き同種の問題点が見受けられた。</p> <p>このように、同種の指摘がなされるということは、監査の結果及び意見として指摘した事項が、全庁的に十分に浸透していないといえ、組織的な対応が不十分な状況であるといえる。</p> <p>包括外部監査で指摘された事項については、当該指摘の対象となった事業についてのみ措置を講じればよいのではなく、補助金等のように、ほかの所管課においても同一の事象が存在することが見込まれる場合には、その内容を全庁的に周知し、改善を図る仕組みを構築する必要がある。</p> <p>2008 年度の包括外部監査の指摘に対しては、「補助金等についての見直し方針」を作成し各課に周知を図っているが、その後の見直し方針の順守状況までは追っていない。そのため、時が経過した今、見直し方針が形骸化している状況である。</p> <p>したがって、補助金等に係るこれまでの包括外部監査における指摘を踏まえ、「補助金等についての見直し方針」の内容を改めて見直すとともに、研修などを通じて、全庁的に周知・浸透を図るなど、監査の指摘に対する措置の実効性を確保するために、全庁的な措置対応を推進されたい。</p>	

意見 総-2	(2) 指標及び目標値の設定について	24 頁
内容	<p>今回の監査において、指標及び目標値が設定されていない補助金等が多数見受けられた。</p> <p>指標等の設定がないということは、事後的に補助金等の必要性や効果を定量的に把握することができないということである。特に、補助金は反対給付なく支出されるため、透明性の確保や費用対効果の不断の検証や見直しを行うことは重要である。透明性を確保するためには、指標等により可能な限り定量的に補助金の必要性に係る説明責任を果たすべきであるし、不断の検証や見直しを行うためには、補助目的の達成度合いを測定、評価する判断材料として指標等を設定すべきである。</p> <p>指標等を設定していない補助金等については、これから指標等を設定することを求めるが、本来的には、指標等を設定しないまま補助金等事業を開始するべきではない。補助金等の必要性や効果をどのように把握するのかを決めないまま補助金等事業を開始するから、事後的に客観的な評価ができず、漫然と継続せざるを得ない結果となるのである。指標等は後付けするものではなく、最初に設定すべきものである。</p> <p>したがって、現在指標等を設定していない補助金等はもちろん、今後補助金等事業を開始するに当たっては、事後的に補助金等の見直しができるよう、補助金等の必要性や効果を定量的に把握することができる指標等を設定されたい。</p>	

意見 総-3	(3) 終期の設定について	24 頁
内容	<p>「補助金等についての見直し方針」において、終期の設定(サンセット項目の導入)が示されているが、今回の監査において、終期が設定されていない補助金等が見受けられた。</p> <p>補助金の終期を設定する趣旨は、長期化による既得権化や団体等の自立性の阻害といった補助金の問題点を防止するために、費用対効果の検証や補助の必要性についての見直しをゼロベースで定期的に行うことにある。</p> <p>したがって、終期を設定していない補助金については、定期的にゼロベースで見直すことができるよう、まずは終期を設定されたい。</p> <p>終期を設定している補助金についても課題がある。大半は終期を迎えた段階で補助要綱を改正して終期を延長し補助事業を継続しているが、終期を延長するに当たっての検討が不十分であり、半ば形骸化していると見受けられる。アンケート調査によると、補助事業の継続年数が平均 15.7 年、中には 50 年を超えるものも散見されるなど、補助事業の実施期間が長期化しているが、いつになれば補助の目的が達成されるのであろうか。目的が達成されていないのであれば、補助金に代わるより効果の高い方法を検討すべきではないか。もちろん、社会情勢の変化に対応できているかについても検討すべきである。</p> <p>いずれにしても、補助事業等の費用対効果の検証や補助の必要性については、定期的に見直すべきである。定期的とはいっても、毎年度の予算要求時における見直しは、どうしても継続することを前提としたものになりがちであるし、補助効果が単年度で現れるものでもない。したがって、ゼロベースで見直すためには、終期を設定することでその機会を設けることが効果的であると考え。なお、ゼロベースで見直しを行った結果、補助事業等を継続するのであれば、そのように判断した理由を上記に示した視点等に基づき明確にしておくべきことはいうまでもない。</p> <p>以上の趣旨を踏まえ、補助金の終期を設定されたい。</p>	

## 1 政策経営部

補助金等名	(1) 東京都市長会負担金	
指摘 1-1	ア 双方代理の回避について	31 頁
内容	<p>当該分担金については、請求者が東京都市長会、交付者が町田市となっている。東京都市長会も町田市も、代表者は町田市長であることから、分担金の請求及び交付においては、双方代理（民法第 108 条）となっている。</p> <p>市は分担金の事務につき、代理の効果が市及び東京都市長会に帰属するよう、委任手続等を経るなどして、双方代理を回避する必要がある。</p>	
意見 1-1	イ 双方代理の回避に係る検討過程の文書化について	33 頁
内容	<p>双方代理となる状況に関する検討過程を確認したが、その確認・検討過程についての記録は残っていない。</p> <p>市は、市長が代表者となっている法人その他の団体との間における法律行為に当たっては、双方代理を回避する必要があるため、その確認・検討を行うことは重要である。</p> <p>したがって、今後、双方代理の回避に係る確認・検討過程については、検討結果とともに文書化し、記録として残されたい。</p>	

## 2 市民部

補助金等名	(1) 町内会・自治会補助金	
意見 2-1	ア 支出証拠書類の確認範囲の拡大について	36 頁
内容	<p>市は、実績報告書に「2023 年度 町内会・自治会活動補助金に係る会計報告」の添付を求めている。</p> <p>当該会計報告においては、補助金を活動補助金と掲示板補助金とに区分している。様式上、掲示板補助金については、領収書（写し）と地図を添付することとなっているが、活動補助金については、領収書等の支出証拠書類の添付は求めている。</p> <p>そのため、補助金が補助対象経費に充当されたか否かについての確認が不十分であると考ええる。</p> <p>したがって、補助金等の不適切な使用がないか、補助対象経費に係る領収証等の支出証拠書類でその用途を十分確認できるよう、例えば、一定額以上の支出については領収書の添付を求めるなど、支出証拠書類の確認範囲を拡大されたい。</p>	

### 3 いきいき生活部

補助金等名	(1) 生活支援団体による生活支援事業補助金	
指摘 3-1	ア 補助金交付申請書類の記載不備について	39 頁
内容	<p>市は、補助金交付申請に活動者名簿等の添付を求め、補助対象の要件を満たすか否かを確認することとしている。</p> <p>しかし、活動者名簿の記入欄が空欄となっていた申請団体があり、補助対象の要件を満たすか否か不明な状態となっていた。</p> <p>市によると、補助対象の要件を満たすことを当該団体に口頭で確認しているとのことであったが、その証跡は残っていない。</p> <p>市は、補助要件を満たすことを確認するため、補助金交付申請書類に記載不備があった場合には、申請者に対し修正を求め、再提出させる必要がある。</p>	
意見 3-1	イ 実績報告時の確認事項の記録について	40 頁
内容	<p>実績報告書類を閲覧したところ、複数の団体において、交付要綱の趣旨から見て団体の活動内容との整合性が不明な支出が補助対象経費として計上されているものが複数見られた。</p> <p>市によると、経費の内容の詳細について、領収書と団体への聞き取りで確認しているとのことであるが、その証跡は残っていない。</p> <p>市は、補助対象経費としての妥当性について、口頭で確認を行った場合には、事後的な検証・確認が可能となるよう、記録を残されたい。</p>	

### 4 保健所

補助金等名	(1) かかりつけ医と入院医療機関の連携促進事業補助金	
指摘 4-1	ア 補助金交付申請書類（年次計画書）の記載不備について	43 頁
内容	<p>補助金交付申請書類（年次計画書）の記載が不十分であり、補助の目的を達成することができるか否かを判断することが困難である。</p> <p>市は、申請者に対し、事業内容が明確に示された年次計画書の提出を求める必要がある。</p>	

補助金等名	(1) かかりつけ医と入院医療機関の連携促進事業補助金	
意見 4-1	イ 予算実績比較による実績報告の検証について	46 頁
内容	<p>事業の実施状況を適切に把握するという観点で、予算と実績の比較は有用である。</p> <p>市は、予算額と実績額との比較を行うことができる様式を実績報告書に添付させるなどして、予算実績比較による実績報告の検証を行うことを検討されたい。</p>	
意見 4-2	ウ 所要経費の必要性に関する検討について	47 頁
内容	<p>年次計画書に記載されていた会議が行われていなかった。</p> <p>市は、当該会議の開催経費を所要経費として認める必要性について疑義が生じることがないように、交付申請段階において慎重に検討するとともに、額の確定段階においても、実績報告の関係書類として議事録の提出を義務付けるなど、会議の実態について確認することを検討されたい。</p>	

## 5 子ども生活部

補助金等名	(1) 多摩・島しょ広域連携活動助成事業補助金	
指摘 5-1	ア 双方代理の回避について	49 頁
内容	<p>当該補助金については、請求者が町田市・多摩市・稲城市子ども体験塾実行委員会、交付者が町田市となっている。子ども体験塾実行委員会も町田市も、代表者は町田市長であることから、補助金の請求及び交付においては、双方代理（民法第 108 条）となっている。</p> <p>市は補助金の事務につき、代理の効果が市及び子ども体験塾実行委員会に帰属するよう、委任手続等を経るなどして、双方代理を回避する必要がある。</p>	

補助金等名	(2) 南町田子どもクラブ運営事業補助金	
指摘 5-2	ア 補助金等交付申請書類（予算書）の検討について	54 頁
内容	<p>補助金の交付決定に当たり、補助金等交付申請書類（予算書）の妥当性について検討すべきであるが、記載されている項目、金額及び内容が適切であるかどうかの検討が不十分である。</p> <p>市は、補助金等交付申請書類（予算書）について十分に審査したうえで、その審査過程について、証跡を残す必要がある。</p>	

補助金等名	(2) 南町田子どもクラブ運営事業補助金	
指摘 5-3	イ 補助事業等実績報告書類（収支報告書）の検証について	56 頁
内容	<p>補助金の額の確定に当たり、補助事業等実績報告書類（収支報告書）の妥当性について検証すべきであるが、その検証が不十分である。</p> <p>市は、補助事業等実績報告書類（収支報告書）について、その妥当性を十分に検証する必要がある。</p>	
指摘 5-4	ウ 収支報告書の検証の徹底について	57 頁
内容	<p>現状における収支報告書の確認は著しく不十分といえる。</p> <p>市は、実態に則した収支報告書の入手に努めるとともに、添付資料の網羅性の確認、予算書との比較及び前年度実績との比較等、詳細な審査を実施することにより異常点を把握し、把握した異常点の合理性の有無について十分確認するなど、収支報告書の検証を徹底する必要がある。</p>	
意見 5-1	エ 補助先の仕入税額控除の取扱いについて	59 頁
内容	<p>補助先が、補助金を全額課税取引に使用し、仕入税額控除を受けるというメリットを享受しているが、本来は補助金の交付元である市に当該額を返還すべきものであると考えられる。</p> <p>市は、補助金に関する協定書に仕入税額控除額の市へ返還に関する条項を新設するか、消費税相当額は補助しないこととするかなどについて、方針を検討されたい。</p>	
意見 5-2	オ 南町田子どもクラブつみきの位置づけについて	59 頁
内容	<p>南町田子どもクラブつみきは民設民営施設であるが、公的施設であると誤認しうる情報開示となっている。このような状況において当該施設で事故等が発生した場合、市としての責任が問われる可能性がある。</p> <p>市は、当該施設の位置づけに係る情報発信について見直すことを検討されたい。</p>	

補助金等名	(2) 南町田子どもクラブ運営事業補助金	
意見 5-3	カ 施設運営者の不適正報告事案を受けた対応について	63 頁
内容	<p>南町田子どもクラブつみきの施設運営者は市内 4 施設を運営しているが、全ての施設において、配置基準を満たせなかった日が発生していた。</p> <p>市によると、施設運営者とともに配置不足の状況を調査したうえで、「実態調査における配置不足の状況報告」（エクセルシート）を受領したとのことであるが、当該エクセルシートがあるのみで、市が実施した調査方法や調査結果に関する記録が一切残されていなかった。</p> <p>これでは、配置不足が判明した事実を踏まえたうえでの、市としての対応策の検討結果等が不明であり、市の調査として不十分であると考ええる。また、調査対象期間も不十分であると考ええる。</p> <p>配置不足が判明した以上、市は、施設運営者に対して不正に対応した手続を実施するなど、より慎重に対応する必要があると考ええる。例えば、人件費について、雇用契約書や給与台帳、給与の支払いの証憑等、職員が実在したことが明確になる資料を確認するなどして、補助事業等が適切に実施されたか否かについて、より厳格に検証されたい。</p>	

補助金等名	(3) 冒険遊び場活動補助金	
意見 5-4	ア 実績報告の検証証跡について	67 頁
内容	<p>実績報告の中に、検証を実施した証跡のないものが確認された。市によると、データ上で突合作業を行ったなどとのことであるが、外観上不明である。</p> <p>市は、実績報告を検証した証跡を残し、第三者にも判明する運用とすることを検討されたい。</p>	

補助金等名	(4) 保育士等キャリアアップ補助金	
意見 5-5	ア 実績報告の法定福利費率の検証について	70 頁
内容	<p>実績報告を閲覧したところ、職員の処遇改善に伴い事業主が負担する法定福利費（補助対象経費）が、標準的な比率を大きく上回って算定されているものや社会保険料が発生しない可能性がある非常勤職員を含めて算定されているものが確認されたが、市はこれらの法定福利費の妥当性について、特に検証していない。</p> <p>市によると、東京都の方針に則って法定福利費率が 30%を超えない限り検証する必要はないとの考えである。しかし、発生していない経費を市は補助対象経費として認めるべきではないのであるから、その可能性が高い法定福利費については、市はより慎重に検証する必要があると考える。</p> <p>市は、そのような法定福利費については、事業者理由を確認するなどして慎重に検証されたい。また、実績報告の法定福利費の内容について事前に注意喚起することを検討されたい。</p>	

補助金等名	(5) マイ保育園事業加算補助金	
意見 5-6	ア 実績報告の検証証跡について	75 頁
内容	<p>実績報告を閲覧したところ、請求書や領収書の写しの印刷が不明瞭で内容が確認できないものや添付書類が不適切なものが発見された。</p> <p>市によると、事業者にお問い合わせ、適切なデータを受領し、内容を確認したとのことであったが、その証跡はない。</p> <p>市は、実績報告の検証の過程で確認した事項は、確認した旨とその結果についての証跡を残す運用を検討されたい。</p>	
指摘 5-5	イ 差替えが生じた場合における市の文書保管の不備について	76 頁
内容	<p>実績報告が修正され、再提出されているにもかかわらず、古い実績報告がそのまま保管され、実績報告の差替えが行われていない状況が確認された。</p> <p>市は、実績報告の検証の過程で金額が修正され、実績報告が再提出となった場合には、古い実績報告と差替え、当該実績報告を最終版として保管する必要がある。</p>	

補助金等名	(5) マイ保育園事業加算補助金	
意見 5-7	ウ 実績報告の検証の効率化について	76 頁
内容	<p>実績報告の合計表の根拠資料として添付される証憑書類の数が膨大となっている。このような状況は検証担当者への負担も大きく、検証誤りが生じる可能性も高くなる。</p> <p>市は、実績報告の検証を効率的に実施し、その正確性を高めるために、添付証憑と合計表の間に、証憑毎の集計表の作成を求める運用にすることを検討されたい。</p>	

補助金等名	(6) おうちでごはん事業補助金	
指摘 5-6	ア 実績報告の検証について	79 頁
内容	<p>実績報告を閲覧したところ、申請額と実績額の合計が同額であったり、申請時に計上されていた費用が実績時に計上されていないなかったりしていたが、市は詳細な検証を実施していない。</p> <p>市は、実績報告について、ヒアリングによる検証だけでなく、客観的な資料により詳細な検証を実施する必要がある。</p>	

## 6 経済観光部

補助金等名	(1) にぎわい空間創出推進事業補助金	
意見 6-1	ア 評価指標の設定について	84 頁
内容	<p>当該補助金において指標等を設定していないが、公金を交付する以上、補助効果を測定するための指標等の設定は必要であると考え。</p> <p>市は、例えば、来場者数を指標等として設定するなど、指標等の設定について検討されたい。</p>	

補助金等名	(2) 町田ターミナルプラザ運営管理業務負担金	
意見 6-2	ア 2022 年度包括外部監査の意見に対する措置状況について	86 頁
内容	<p>備品管理についての意見に対して、市は措置済としているが、依然として備品が避難経路付近に置かれていた。</p> <p>従前よりは配慮がなされているものの、実際に避難経路として利用される事態が生じた場合に、この備品が避難経路を妨害するようなことになってしまえば、取り返しのつかないことになることから、市は最悪の事態を考慮して対処されたい。</p>	

補助金等名	(3) 町田市観光コンベンション協会補助金	
意見 6-3	ア 評価指標の設定について	91 頁
内容	<p>当該補助金において指標等を設定していないが、公金を交付する以上、補助効果を測定するための指標等の設定は必要であると考ええる。</p> <p>市は、観光コンベンション協会とも協議、検討の上で、適切な指標等の設定について検討されたい。</p>	

補助金等名	(4) 町田薬師池公園四季彩の杜おもてなし事業補助金	
意見 6-4	ア 評価指標の設定について	95 頁
内容	<p>当該補助金において指標等を設定していないが、公金を交付する以上、補助効果を測定するための指標等の設定は必要であると考ええる。</p> <p>市は、各施設・観光コンベンション協会とも協議、検討の上で、適切な指標等の設定について検討されたい。</p>	

## 7 環境資源部

補助金等名	(1) 生ごみ処理機等購入費補助金	
意見 7-1	ア アンケート調査結果の公表について	99 頁
内容	<p>当該補助金の交付を受けた者に対してアンケート調査を実施しているが、その結果は公表されていない。</p> <p>一部でも利用者の声を紹介することで、市民の情報ニーズを満たすことができると考えられることから、市は、アンケート調査結果の公表について検討されたい。</p>	

## 8 都市づくり部

補助金等名	(1) みなみまちだをみんなのまちへ負担金	
意見 8-1	ア 評価指標の設定について	106 頁
内容	<p>指標等が設定されていないため、一般財団法人みなみまちだをみんなのまちへに対して市が支出した負担金が、どのように「まちの魅力向上と地域のコミュニティ醸成」に役立ったのか、明確になっていない。</p> <p>市は、負担金支出の効果を多面的に把握できるよう、適切な指標等の設定について引き続き検討されたい。</p>	

補助金等名	(2) 市民バス運行事業補助金	
指摘 8-1	ア 補助対象経費根拠資料の未入手について	108 頁
内容	<p>実績報告書に記載されている経費の一部について、内訳明細が市に提出されていなかった。市は事業者への電話での聞き取りによって経費計上を認めているが、この場合、市の裁量の範囲があいまいとなり、ひいては架空経費・不正経費の計上の余地があるので、透明性の観点から適切な事務とはいえない。</p> <p>市は、実績報告の審査に当たり、計上された経費についてはもれなく根拠資料を入手し、検証する必要がある。</p>	
指摘 8-2	イ 減価償却費の誤りについて	110 頁
内容	<p>補助対象経費であるバスの減価償却費について、耐用年数 5 年による均等額で算定すべきところ、前倒し計上により償却期間 2 年で算定していたバスがあった。</p> <p>市は、実績報告の審査に当たり、計上された経費については交付要綱への準拠について十分に検討する必要がある。</p>	

補助金等名	(3) 地域コミュニティバス運行事業補助金	
指摘 8-3	ア 補助対象経費根拠資料の未入手について	113 頁
内容	<p>実績報告書に記載されている経費の一部について、内訳明細が市に提出されていなかった。市は事業者への電話での聞き取りによって経費計上を認めているが、この場合、市の裁量の範囲があいまいとなり、ひいては架空経費・不正経費の計上の余地があるので、透明性の観点から適切な事務とはいえない。</p> <p>市は、実績報告の審査に当たり、計上された経費についてはもれなく根拠資料を入手し、検証する必要がある。</p>	

以上